官報告

財　政

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第九条第三項の規定に基づき、地方財政審議会から、次のとおり地域主権型地方財政のあり方及び平成二十二年度の地方財政についての意見の提出があったので、公表する。

平成二十一年十二月二十八日

総務大臣　原口　一博

地域主権型地方財政のあり方及び平成22年度の地方財政についての意見

平成21年12月18日

地方財政審議会

当審議会は、今後目指すべき地域主権型地方財政のあり方及び平成22年度の地方財政について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第９条第３項の規定により意見を申し述べる。

第一　はじめに　～地域主権を確立するために～

政権交代によって誕生した現政権は、最重要政策として「地域主権」を掲げている。地域主権を確立するためには、住民に一番身近な基礎的自治体を重視した分権改革を推進し、中央集権制度を抜本的に改めていかなければならない。

こうしたことを実現するためには、地方税財政についても、地方税、地方交付税、地方債及び国庫補助負担金を一体的に見直し、地域主権型地方財政を確立していくことが基本となる。

このような問題意識から、当審議会としては、地域主権型地方財政のあり方について議論を重ねてきたところであり、今般、その結論を得るに至った。

当審議会からは、まず、地方税を質、量ともに充実させ、地方税を中心とした地方財政を構築すべきこと、それと併せ、財政調整（格差是正）機能と財源保障機能を一層強化した地域主権型財政調整制度を構築すべきことなどを「地域主権型地方財政のビジョン」として提言する。

このビジョンに則って、平成22年度の地方財政対策については、「地域主権確立への第一歩としての地方自主財源の確保」として、地方交付税の増額と法定率の引き上げによる地方自主財源の大幅な拡充を軸としながら、地方税の充実を図っていくべきことなどについて提言する。併せて、地域再生のための施策については、「『緑の分権改革』の推進等による自立する地域のサポート」の必要性について提言する。

以下、これらについて詳述する。

第二　地域主権型地方財政のビジョン

１　地域主権型地方財政を支える地方税制度の確立

⑴　地方税の十分な確保

地域主権型地方財政においては、自らの歳出は自らの財源で賄い、受益と負担の明確化を図るという自治の原点に立ち返って、地方税が歳入の中心となるべきである。

さらに、地域社会の再生と地域における生活を守るため、地方自治体の果たすべき役割への期待が高まっており、地方税の十分な確保が不可欠である。

こうした地方税の充実を図るに当たっては、その税目は応益性を有し、薄く広く負担を分かち合う性質のものであること、さらには、税源の地域的な偏在性が少なく、税収が安定した性質のものであることが望ましく、地方消費税や住民税を中心とした地域主権型税制を確立すべきである。

⑵　国と地方の役割分担に応じた税源配分

地域主権型税制は、国と地方の役割分担に応じて地方自治体に対等な課税権を設定すべきである。こうした観点に立って、国と地方の税源配分を５：５とすることを今後の改革の当初目標とすべきである。

なお、税源移譲に関しては、それに対する批判として、三位一体の改革により税源移譲を実施した結果、税源が都市部に集中し、地方との格差が拡大したのではないかという批判がある。しかし、先般の税源移譲は、個人住民税所得割の税率を10％の比例税率化することで実施したため、比較的高所得者が集中する都市部の税収の増加は相対的に小さく、一人当たりの税収が一番多い都道府県と一番少ない都道府県の倍率が縮小する結果となったものである。

⑶　課税自主権の拡充

地方自治体の創意工夫による課税自主権の拡充は、地方財政の充実に加え、地域の多様化に合わせた自治体経営の自律的展開の観点から必要である。

しかしながら、国民の経済活動を包括的に課税対象とし、経済政策と整合性を図りつつ、国・地方を通じた課税水準を法定する現行の税制下では、地方税の超過課税や法定外税による財源確保には自ずと限界がある。

したがって、課税自主権の拡充に当たっては、併せて地方自治体が基幹的な施策を展開するために必要な財源を確保できるよう、安定的に地方税を確保することが必要である。

２　地域主権型財政調整制度の確立

⑴　新しい財政調整制度の性格と機能

地域主権の確立により、地方自治体が一層自立すれば、その一方で地方自治体間の連帯もより強まるものである。したがって、地域主権型地方財政においては、地方税の充実と同時に、適切に財政調整が行われることが不可欠となる。

そのため、地域主権型地方財政を支える、財政調整（格差是正）機能と財源保障機能を一層強化した新たな財政調整制度を創設することが必要である。その際、財政調整（格差是正）機能と財源保障機能は一体不可分なものでなければならない。

地域主権型財政調整制度においては、自立した地方自治体が相互に支え合うという観点から、その財源は地方自治体固有のものであり、かつ地方自治体共有のものであることを明確にする必要がある。そのため、国税の一定割合を直接、財政調整制度のもとにある会計などに繰り入れることとすべきである。

⑵　総額の安定的な保障

三位一体の改革は、地方自治体の一般財源を増やすことがその目的であったにもかかわらず、結果的には一般財源の削減につながり、本来の改革の目的に反するものであったと言えよう。

三位一体の改革として行われた地方交付税の削減は、地方財政計画上、地方自治体に相当厳しい歳出の抑制を要請することを伴った。このことにより、結果として地方経済は大きな負の影響を受け、疲弊するに至っている。

そこで、疲弊した地方を再生させ、個性ある地域づくりができるよう、地方自治体の自主財源を充実しなければならない。

地域主権型地方財政において、地方自治体の財源を充実するに当たっては、安定的な財政運営を行うに足る一般財源を、地方税とともに地域主権型財政調整制度により十分に確保することが必要である。併せて、財政調整制度の基盤となる地方共有の税の水準については、地方自治体の安定的な財政運営のため予見可能性を高める観点からも適切なものとすべきである。

３　国庫補助負担金改革の目指すべき方向性

地域主権型地方財政の確立を図るに当たっては、国が講じている様々な施策について、国と地方の経費負担のあり方を抜本的に見直していくことが必要である。

したがって、国庫補助負担金についても、地方自治体の自主性・自立性の強化を図る見地に立って、その廃止、縮減を図ることなどにより抜本的に見直し、税源移譲をはじめ、地方自治体が自由に使える財源を増やすことに結びつけていくことが重要である。

国庫補助負担金を見直し、平成23年度から一括交付金制度を創設することは、従来の中央集権的な国と地方の経費負担を抜本的に見直す観点からは評価できるものである。しかし、一括交付金も特定補助金の一類型であるならば、将来的には地方自治体の自主財源としての地方税や財政調整制度としていくことを前提とするべきであり、あくまでも過渡的な制度とするべきである。また、真に必要なものを除き、できるだけ速やかに地方税財源や財政調整制度へと移行していくべきである。